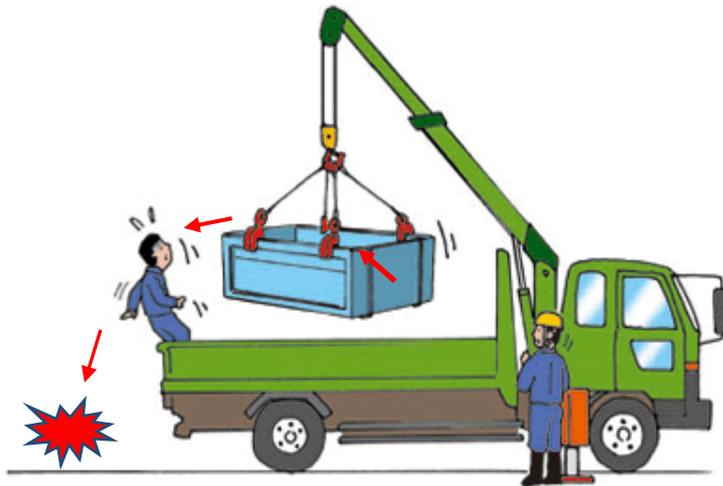


【災害事例】 荷が振れ、玉掛け作業者がトラックから墜落

【発生状況】

トラックからジブクレーンで機械部品の下し作業中、荷台から地切りした荷が振れ、ワイヤロープを手で押さえていた作業者が荷台から仰向けに墜落し、頸椎損傷の重傷を負った。



【発生原因】

この災害は、機械部品をジブクレーンでトラックの荷台から釣り上げたとき、地切りの際に急に吊り上げられたため荷が振れ荷を手で押さえていた作業者が荷に押しされ墜落した事故です。トラック運転手は玉掛け技能有資格者であったが、荷台上の作業者は工場のアルバイトであった。

- ① 運送業者と工場での輸送契約は、「車上受け、車上渡し契約」であった。
- ② トラック上で荷卸しをした作業者は玉掛けの「技能講習」を受けていなかった。

就業制限：第2節

第222条

事業者は、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

業務に就くことができる者

- a. 玉掛け技能講習を修了した者
- b. 職業能力開発促進法第27条第1項の準即訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者
- c. その他厚生労働大臣が定める者

【再発防止対策】

- ① 荷主の工場荷役災害防止の担当者は荷卸し場所などを指揮し、荷役業務を行う。
- ② 荷台上の作業者は、輸送業者と工場の輸送契約で、工場のルール（有資格、保護具、場内速度、車両輪留め、積卸し作業方法等）を取り交わして業務を行わせる。
（陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号））
- ③ ワイヤロープを緊張させるときは、ワイヤロープを押さえるだけにして、握ってはならない。引く必要があるときは、直接手を触れず、補助ロープを使用する。
- ④ ジブクレーンを操作する運転手は車上の作業者の技能を確認してから作業に着手する。
- ⑤ 荷の振れ止めはロープ等を使用する。
- ⑥ 荷台上で作業する必要の有無を事前に考える。

【参考】玉掛3・3・3運動とは

玉かけ作業において、その安全を確保するために大切な一つがバランスです。
吊荷を地面から30cm上げたか個所で、吊荷から3m離れた場所で、3秒間静止状態を確認します
これを、玉掛けの「3・3・3運動」と呼びます。

以下を作業者の見やすい位置に表示することをお勧めします

- ・玉掛け者は、玉掛けワイヤーを張った状態で吊荷から **3m** 離れる。
- ・地切りの時は、**30cm** 以内の高さで一旦停止する。
- ・玉掛け者は、クレーン操作者が地切りしてから **3秒** 待つ。